公益社団法人日本地震学会委員会規則

２００２年１１月１８日制定
２００３年　５月２６日改正
２００７年　７月１０日改正
２０１１年　１月１４日改正
２０１４年　３月１９日改正
２０１７年　３月２２日改正
２０１８年１１月２９日改正
２０２４年　３月１３日改正
２０２４年１１月２６日改正
２０２５年１１月２８日改正

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人日本地震学会（以下「学会」という。）がその事業を行うために常置又は臨時に設置する委員会（以下「委員会」という。）について定めるものである。

（設置）

第２条　学会は、各種の事業を行うために、別表に掲げる常置委員会を置くものとする。

２　前項の他、特別の事業を行うために理事会の議を経て臨時委員会を置くことができる。

（任務）

第３条　委員会は、会長の諮問に応じて、学会の運営に関しそれぞれの所掌事項を審議または実行し、答申または報告する。

（組織）

第４条　委員会には、委員長と委員を置く。委員長及び委員は、学会の正会員の中から会長が委嘱する。

（任期）

第５条　委員長及び委員の任期は、特に定めない限り１年とする。ただし、再任を妨げない。欠員の生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残存期間とする。

（事業計画及び予算）

第６条　委員長は、当該委員会の所掌事項を行うため、年度ごとに事業計画及び予算案を会長に提出しなければならない。

（会計）

第７条　委員会が、その所掌事項を行うために要する費用は、学会の事業費をもって充てる。

（事業報告及び決算）

第８条　委員長は、毎年度末までに当該年度の事業報告及び会計報告を会長に提出しなければならない。

（委員以外の者の出席）

第９条　委員長は、必要と認める場合には、委員会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（補則）

第 10 条　この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、当該委員会において定める。

（規定の改廃）

第 11 条　この規定を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附　則

1. この規定は、２００７年７月１０日から施行する。

2. 別表の改正（2018 年 11 月 29 日改正）は 2019 年 4 月 1 日から適用する.

3. 別表の改正（2024 年 11 月 26 日改正）は 2025 年 4 月 1 日から適用する.

4. 別表の改正（2025 年 11 月 28 日改正）は 2026 年 4 月 1 日から適用する.

別表

委　員　会　名	所　掌　事　項
地震編集委員会 Zisin Editorial Board	学会誌「地震」の編集、刊行等に関すること
学会情報誌編集委員会 Newsletter Editorial Board	学会情報誌「日本地震学会ニュースレター」の編集、刊行等に関すること
大会・企画委員会 Convention Planning Committee	大会及び学会が企画する行事等に関すること
広報委員会 Public Relations Committee	学会の広報活動に関すること
海外渡航旅費助成金審査委員会 Review Committee for Overseas Travel Grants	渡航旅費助成金の審査等に関すること
欧文誌運営委員会 International Journal Steering Committee	欧文誌「EPS」の運営、編集、刊行等に関すること
強震動委員会 Strong Ground Motion Committee	強震動の研究、社会連携等に関すること
学校教育委員会 Committee for School Education	地震学の学校教育への普及等に関すること
災害調査委員会 Disaster Investigation Committee	地震災害の調査、その成果の社会への還元等に関すること

普及行事委員会 Committee on Summer School for Kids	学会が主催する地震学の普及行事に関すること
国際委員会 International Committee	IASPEI への日本の対応組織としての役割とともに、日本地震学会における国際的な学術交流や会議などの窓口として、国際協力を通して地震学及び地球内部物理学の発展を促進すること
ダイバーシティ推進委員会 Committee for Diversity	多様性を広く受け入れての学会としての取り組みの検討
倫理委員会 Ethics Committee	地震学者の行動規範に違反する不正行為に対処し行動規範の遵守を促すこと
表彰委員会 Awards Committee	日本地震学会に関連する表彰・推薦に関する事業を行う
地震学を社会に伝える連絡会議 Committee for Seismology Outreach	地震学の現状を社会に伝えると共に,社会からの地震学への要請を受け止めて学会にフィードバックすること
ジオパーク支援委員会 Geoparks Assistance Committee	日本ユネスコ国内委員会が認証する日本ジオパーク委員会に対応する組織として,ジオパークの活動の支援を通じて地震学の知識の普及と研究の促進に寄与する活動を行うこと
財務委員会 Finance Committee	学会の財務に関すること